

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千二百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和四年八月十六日

農林水産大臣 野村哲郎

Ⅱ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産

植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
-------------------	---------	--------------------	----------------	-----	--------------

Catharanthus roseus (L.) G. Don	せと福BUMR	ハクサンインターナショナル株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間 口3027番地の1 公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64号52番 地1	第36150号 令和4年3月29日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Petunia Juss.	KEIFI5	高山晃 埼玉県鴻巣市中央26-14-206	第36182号 令和4年3月30日	〃	〃
Rosa L.	BLANCTIQUE	株式会社ROSETIQUE JAPAN 東京都世田谷区等々力8-12-3 1F	第36014号 令和4年2月7日	〃	〃
〃	CHERRYTIQUE	〃	第36015号 令和4年2月7日	〃	〃